

申告書の書き方



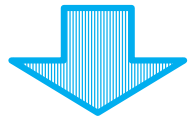
令和5年1月1日から12月31日までの状況について、次の①～④のステップにしたがって記入してください。

ステップ① 住所、氏名、電話番号などを記入する。

おもて面

A. 住所、氏名など

令和6年1月1日現在の住所、氏名、電話番号など枠内をすべて記入してください。



ステップ② 収入について記入する。

B.1 収入がなかった方、非課税所得のみだった方

あてはまるところに記入してください。あわせて、「E. 4 本人対象の控除」、「F. 5 扶養している親族」にもあてはまる項目がある場合は記入してください。

下記に該当する場合は、市外に住む配偶者に均等割（年税額4,000円）が課税されることがあります。

- (1) 配偶者が市外に住んでいる
- (2) 配偶者の名義で所有または賃貸等契約する家屋敷（社宅含む）が市内にある

C.2 収入があった方

①営業等：収入欄に令和5年中に確定した収入金額、所得欄に収入から経費を差し引いた金額、申告書裏面8番に内訳を記入。
※個別に必要経費の計算が必要。
※経費の明細書類を添付。

③不動産：申告書裏面9番に内訳を記入。
※個別に必要経費の計算が必要。

⑤配当：上場株式等の配当金については確定申告をすると市民税・都民税でも合計所得金額に算入されます。その後の修正申告や更正の請求においてその選択を変更することはできません。
なお、一般株式の配当金は申告が必要です。

⑥給与：源泉徴収票に記載されていない項目を追加で申告する場合は記入が必要。
※令和5年分の源泉徴収票を添付。
※源泉徴収票がない場合は、勤務先にご確認ください。手に入らない場合には申告書裏面7番に内訳と事業所情報を必ず記入。

雑：以下⑦⑧⑨の3種類に分かれています。

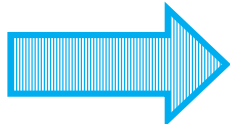
- ⑦公的年金等（遺族・障害・福祉年金は除く）
源泉徴収票に記載されていない項目を追加で申告する場合は記入が必要。
※令和5年分の年金の源泉徴収票を添付。
- ⑧業務（原稿料、講演料、食料品の配達など）
- ⑨その他（生命保険個人年金など）
収入欄に令和5年中に確定した収入金額、所得欄に収入から経費を差し引いた金額を記入。申告書裏面12番に内訳を記入。
※個別に必要経費の計算が必要。
※生命保険個人年金は、保険会社の作成する申告用の資料に必要経費が記載されています。

⑪一時：収入額から必要経費と特別控除（最高50万円）を差し引き、2分の1にした金額を所得欄に記入。申告書裏面12番に内訳を記入。

おもて面

裏面

源泉徴収票の内容と申告内容がおなじ場合は、書き写す必要はありません。



ステップ③ 控除について記入する。

D.3 所得から差し引かれる金額（所得控除）

⑫雑損控除：本人や生計同一の親族が受けた災害・盗難などによる損失額などを記入。
※損害の証明書類を添付。

⑬医療費控除：以下（1）（2）いずれかの選択記入・添付
（1）医療費控除
本人や生計同一の親族のために支払った医療費の支払額を記入した医療費控除の明細書※を作成して添付。医療費の領収書の添付や提示では控除を受けられません。
※明細書には、治療を受けた方の氏名、支払額、医療機関・薬局名を記入してください。医療保険者から交付された医療費のお知らせ（原本）を添付すると、その分の明細を記入省略できます。
（2）セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）
健康の維持増進及び疾病の予防への一定の取組※を行っている方が、本人や生計同一の親族のために特定一般用医薬品等を購入した金額を記入。セルフメディケーション税制の明細書を添付。
※特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査及びがん検診

⑭社会保険料控除：添付する源泉徴収票に記載されていない自分で納めた健康保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、雇用保険料、介護保険料、厚生年金保険料、国民年金保険料などの支払金額を記入。
※国民年金保険料は、支払額の証明書類を添付。（コピー不可）

⑮小規模企業共済等掛金控除：控除証明書を添付。（コピー不可）

⑯生命保険料控除：控除証明書を添付。（コピー不可）

⑰地震保険料控除：控除証明書を添付。（コピー不可）

E.4 本人対象の控除

⑱障害者控除：本人が障害者手帳などを交付されている場合、手帳の種類と等級を記入。65歳以上の方で、障害者控除対象者の認定書の交付を受けた方（市役所高齢者支援課へ申請）も控除対象になります。

⑲寡婦控除：夫と離婚し子以外の扶養親族がいる女性や、夫と死別したのちに婚姻していない女性のうち、令和5年の合計所得金額【注1】が500万円以下の方は「死別」または「離婚」に○をつけてください。
ひとり親控除：生計同一の子（令和5年の総所得金額等【注2】が48万円以下）がいる方で、令和5年の合計所得金額【注1】が500万円以下の単身者は、「ひとり親」に○をつけてください。

⑳勤労学生控除：本人が大学等の学生で、①令和5年の合計所得金額【注1】が75万円以下で②給与所得等以外の所得が10万円以下の場合、令和5年12月31日時点の学校名、学年を記入。学生証などのコピーを添付。

F.5 扶養している親族

以下の条件にあてはまる方を扶養し、配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除の適用を受ける場合、該当者の氏名、生年月日、マイナンバーを記入し、居住実態※に○をつけてください。別居の場合は住所も記入。同一生計配偶者・16歳未満の扶養親族についても記入。障害者手帳などを交付されている場合には、障害の程度などを記入。
・生計同一の配偶者について…令和5年の合計所得金額【注1】が133万円以下
・生計同一の親族について…令和5年の合計所得金額【注1】が48万円以下

また、扶養控除などの適用を受けない場合でも、以下のいずれかの条件を満たす方を扶養する場合は、該当者の氏名などの記入に加え、「調整」欄に○をつけてください。
・23歳未満（平成13年1月2日以降生）の扶養親族
・特別障害者である同一生計配偶者
・特別障害者である扶養親族

※国外に居住する親族を扶養する場合には別途証明書類が必要です。詳細についてはおもて面「★国外居住親族に係る扶養控除の申請について」をご覧ください。

【注1】合計所得金額：「C.2 収入があった方」欄の総所得と山林・退職・分離課税所得を合計した金額
【注2】総所得金額等：【注1】から、純損失、雑損失の繰越控除をしたもの

☆控除について詳細はホームページをご覧ください。



ステップ④ そのほか該当する項目を記入する。

G.6 給与・公的年金等に係る所得以外の市民税・都民税の納税方法

給与や公的年金等以外の所得にかかる住民税の納税方法について、希望がある場合には該当の数字に○をつけてください。

裏面

H.10 寄附金税額控除

該当する各項目に寄附した金額を記入してください。武蔵野市の条例指定分は、東京都と同じです。寄附先から交付された証明書を添付してください。（コピー不可）